事務局資料

・都市計画区域マスタープランの改定方針について
（第 162 回都市計画審議会　諮問資料）
・・・ｐ１

・マスタープラン改定スケジュール
・・・ｐ２

・審議会等の会議の公開等に関する指針
・・・ｐ３

都計第９７３号
令和８年９月３日

山梨県都市計画審議会
会長　甲光　俊一　殿

山梨県知事　長崎　幸太郎

都市計画区域マスタープランの改定方針について（諮問）

都市計画法第６条の２第１項の規程に基づき、令和３年度に改定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「都市計画区域マスタープラン」）を改定するにあたり、その改定の方針について諮問します。

○都市計画区域マスタープランの改定方針

１．　区域区分の変更
２．　広域交流拠点に関する主要な都市計画の決定方針
・土地利用
・都市施設の整備
・市街地開発事業
・自然的環境の整備又は保全
３．　市街化調整区域の土地利用の方針

山梨都市計画審議会　マスタープラン委員会　開催スケジュール（予定）

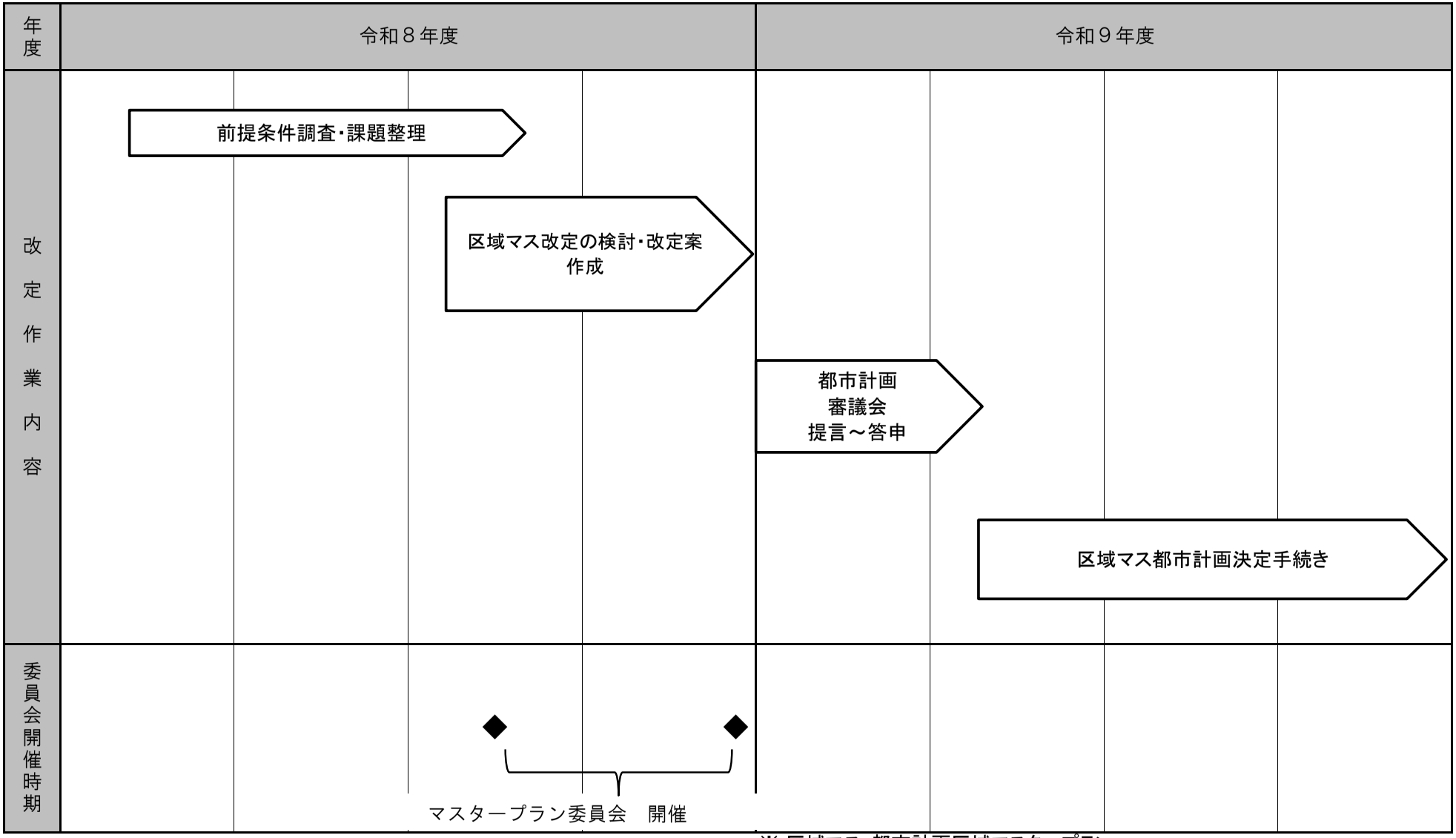

※ 区域マス：都市計画区域マスタープラン

審議会の会議の公開等に関する指針

平成２０年２月５日制定
平成２１年2月２６日改正
平成２８年４月１日改正
令和２年４月１日改正
令和６年３月２９日改正
令和７年４月１日改正

（目的）

第１条　この指針は、附属機関等設置運営要綱（平成３年２月２６日施行）第２条第１号に規定する附属機関（以下「審議会」という。）が県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において重要な役割を果たしていることにかんがみ、審議会の会議の公開並びに会議結果、会議資料及び会議録等の公表に関し必要な事項を定め、審議会の審議の状況を明らかにし、もって県民参画の開かれた県政を一層推進することを目的とする。

（会議の公開）

第２条　審議会の会議は、法令等の規定により会議が非公開とされているときを除き、公開するものとする。

（会議の非公開の決定）

第３条　審議会は、前条の規定にかかわらず、山梨県情報公開条例（平成１１年山梨県条例第５４号。以下「情報公開条例」という。）第８条各号に該当する事項について調停、審査、審議又は調査を行うときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

２　審議会は、会議を公開しないときは、その理由を明らかにするものとする。

（会議の公開の方法等）

第４条　審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることによりこれを行う。

２　審議会は、公開する会議において、傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。この場合において、報道機関の関係者の席は、別に設けるものとする。

３　審議会は、公開する会議を傍聴する者に対し会議資料を提供するよう努めるものとし、提供できないときは審議事項がわかる資料を提供するものとする。

４　審議会は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定め、審議会の長は、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

５　審議会は、報道機関の取材活動について、可能な限り配慮するものとする。

（会議開催の周知）

第５条　審議会の事務を所掌する課室（以下「所掌課室」という。）の長（以下「所掌課室長」という。）は、当該会議開催の１週間前までに、次に掲げる事項を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、会議開催を決定した後直ちに周知するものとする。

一　開催日時

二　開催場所

三　議題
四　公開又は非公開（一部非公開を含む。）の別及び非公開のときにあってはその理由
五　傍聴の席数
六　傍聴手続
七　問い合わせ先

2　前項の規定は、審議会が個人又は法人その他の団体の権利利益を保護するため会議開催を周知しないことが必要であると認めたときは、これを適用しない。この場合において、所掌課室長は、会議開催後１週間以内に、その理由を明らかにするものとする。

（会議結果等の公表）

第６条　審議会は、会議開催後１週間以内に、会議結果（会議を公開したときにあっては、会議結果及び会議資料）を公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により当該期間内に公表することができないときは、当該事由が終了した後速やかにこれを公表するものとする。

2　審議会は、会議開催後３０日以内に、公開した会議の会議録を公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により当該期間内に公表することができないときは、当該事由が終了した後速やかにこれを公表するものとする。

3　審議会は、会議を非公開としたときであっても、当該会議に係る会議資料又は会議録の公表に努めるものとする。

4　会議資料又は会議録の公表に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の諸規定を遵守するとともに、情報公開条例第８条各号に規定する不開示情報に該当する情報の取扱いに十分注意するものとする。

（審議会の基本情報の公表）

第７条　所掌課室長は、毎年４月１日現在における当該担当する審議会（以下第９条において「担当審議会」という。）に関する次に掲げる事項について、４月１５日（この日が山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第６号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、県の休日の翌日）までにこれを公表するものとする。ただし、第７号に掲げる事項のうち委員の職業（役職名を含む。）及び氏名は、公にすることにより、委員の私生活上の平穏を害するおそれがあると認められるときにあっては、これを公表しないものとすることができ、公にすることより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるときにあっては、事後速やかにこれを公表するものとすることができる。

一　名称
二　設置根拠
三　設置年月日
四　所掌事項
五　委員数
六　委員公募制の採用又は不採用の別
七　委員の職業（役職名を含む。）、氏名及び任期
八　所掌課室の名称及び電話番号等

2　所掌課室長は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに変更後の事項を

公表するものとする。

３　行政法務課長は、４月２５日（この日が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）までに毎年４月１日現在におけるすべての審議会の名称及びその所掌課室を記載した「審議会一覧」を作成し、４月３０日（この日が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）までにこれを公表するものとする。

４　審議会が年度途中に新たに設置されたときは、第１項及び前項の規定の例によるものとする。

（周知又は公表の方法等）

第８条　第５条第１項の規定に基づく周知又は第６条第１項から第３項までの規定若しくは前条第１項、第２項若しくは第３項の規定に基づく公表は、山梨県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）への掲載によりこれを行う。ただし、第６条第１項に規定する会議資料のうち県ホームページに掲載することが困難なものの公表は、所掌課室長が適当であると認める方法により行うことができる。

２　所掌課室長は、審議会が新たに設置された場合に、前項の規定に基づく県ホームページでの公表を行ったときは、ホームページアドレスを行政法務課長に報告するものとする。

３　県ホームページへの掲載期間は、第５条第１項の規定に基づく周知又は第６条第１項から第３項までの規定に基づく公表については、公表の日から審議会の会議を開催した年度の翌年度末日までとする。また、前条第１項又は第２項の規定に基づく公表については、公表の日から審議会を廃止した年度の翌年度末日までとする。ただし、所掌課室長が、この期間を延長し、又は短縮することに合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第９条　この指針の運用に当たって必要な事項は、行政法務課長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この指針は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第５条、第７条第１項、第３項及び第４項第８条並びに第１０条の規定　この指針の制定の日

二　第９条の規定　平成２１年４月１日

（経過措置）

２　この指針の制定の日から平成２０年３月３１日までの間における第７条第１項、第３項及び第４項の規定の適用については、同条第１項の規定中「４月１５日」とあるのは、「平成２０年３月２５日」とし、同条第３項の規定中「４月２５日（この日が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）までに毎年４月１日現在におけるすべての審議会等の名称及びその所掌課室を記載した一覧表」とあるのは、「平成２０年３月２４日までにすべての審議会等の名称及びその所掌課室を記載した最新の一覧表」とし、同条第４項の規定中「４月３０日」とあるのは、「平成２０年３月２５日」とする。

３　この指針の施行前にされていた情報公開の総合的な推進に関する要綱（平成１２年３月

１７日制定）第３条第１項の規定による会議非公開の決定は、この指針の相当規定によりされた決定とみなす。

４　この指針の施行の際現に閲覧に供されていた審議会等の会議資料又は会議録の県民情報センターにおける供覧については、第８条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附属機関等設置運営要綱の一部改正）

５　附属機関等設置運営要綱（平成３年２月２６日施行）の一部を次のように改正する。

第１１条を次のように改める。

（会議の公開）

第１１条　附属機関等の会議の公開は、審議会等の会議の公開等に関する指針（平成２０年２月５日）に定めるところにより行うものとする。

（情報公開の総合的な推進に関する要綱の一部改正）

６　情報公開の総合的な推進に関する要綱（平成１２年３月１７日制定）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「長期計画」を「総合計画」に改め、同項第３号を次のように改める。

三　附属機関等設置運営要綱（平成３年２月２６日施行）第１条に規定する附属機関等の会議結果、会議資料又は会議録

第３条第２項中「情報の公表は、前項各号に掲げる事項について」を「前項第１号、第２号、第４号又は第５号に掲げる事項の公表は、」に改め、同項第５号中「インターネット」を「ホームページ」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　第１項第３号に掲げる事項の公表は、別に定めるところにより行うものとする。

第７条を次のように改める。

（県民情報センターにおける供覧期間）

第７条　県民情報センターにおける供覧期間は、原則として、情報の公表又は提供を開始したときから１年とする。

第８条第１項を次のように改める。

実施機関は、この要綱の規定に基づき県民に公表し、又は提供した情報について、別記様式による一覧表を作成し、ホームページへの掲載によりこれを公表するものとする。

附　則

この指針は、平成２１年２月２６日から施行する。

附　則

この指針は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この指針は、令和６年３月２９日から施行する。

附　則

この指針は、令和７年４月１日から施行する。